

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/mynumber.html

執行機関名 京都府知事

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する医療費等の支給(同法第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給を除く。)に関する事務であって規則で定めるもの【小児慢性特定疾病の医療用具購入費用の支給】
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)別表第1 第1の項 児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対する医療費等の支給(同法第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給を除く。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	京都府小児慢性特定疾患児医療用具給付事業助成金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 知事は、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の治療研究の対象となっている者であって、日常生活において医療用具を必要とするもの又はその扶養義務者(世帯の生計中心者をいう。以下同じ。)の経済的負担の軽減を図るため、当該医療用具の購入に要する費用の一部について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		京都府小児慢性特定疾患児医療用具給付事業助成金交付要綱